

令和7年度第3回多良木町議会(9月定例会議)

招 集 年 月 日	令和7年9月9日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和7年9月17日			午前10時00分
開 閉 宣 告	散	会	令和7年9月17日			午後1時45分
応 招 (不 応 招)	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治
欠席議員	2	○	魚 住 憲 一	7	○	豊 永 好 人
○ 出 席	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清
× 欠 席	4			9	○	落 合 健 治
△ 不 応 招	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文
会議録署名議員	8番		猪 原 清	9番		落 合 健 治
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長		林 田 浩 之	議 事 職 員		山 下 結 以
説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	石 井 淳 一	生 涯 学 習 課 長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	岡 本 雅 博	生 涯 学 習 課			
	教 育 長	吉 村 英 亀	住 民 ほ け ん 課 長	竹 下 政 孝		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二	住 民 ほ け ん 課			
	総 務 課 長	東 健 一 郎	福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課	中 村 綾 子	福 祉 課			
	企 画 観 光 課 長	浅 川 英 司	建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企 画 観 光 課		建 設 課	那 須 研 太 郎		
	危 機 管 理 防 災 課 長	椎 葉 純	農 林 整 備 課 長	水 田 寛 明		
	危 機 管 理 防 災 課	多 田 哲 弥	農 林 整 備 課	山 下 義 博		
	税 務 課 長	椎 葉 直 宏	産 業 振 興 課 長	魚 住 雅 彦		
	農 委 事 務 局 長	大 森 博 範	産 業 振 興 課	西 輝 樹		

会 議 に 付 し た 事 件

同意第1号	一般質問 教育委員会委員の任命について 多良木町議会議員の派遣について
-------	---

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

ただいまの出席議員は 9 名です。

全員出席ですので、会議は成立いたしております。

なお、本日のタブレット操作につきましては、プライベートモードで運用してまいります。

これから本日の会議を開きます。

ここで、昨日の本会議で審議採決されました、議案第 27 号令和 6 年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について、税務課長から発言の申出がっておりますのでこれを許可いたします。

椎葉税務課長。

○税務課長（椎葉直宏君）

それでは、令和 6 年度多良木町一般会計歳入歳出決算につきまして、源嶋議員よりご質問がありました件につきまして、大変遅くなって申し訳ありませんがお答えさせていただきます。

決算書 56 ページの款 2 総務費、項 2 徴税費、目 1 税務総務費、節の 12 委託料の不動産鑑定委託料と家屋評価業務委託料の件数についてのご質問でございます。

まず、不動産鑑定委託料につきましては、土地の評価についての委託料となっております、こちらにつきましては、件数という実績はございませんで次の令和 9 年度土地の評価替えに向けまして、町内の土地の基準点評価の調整や、路線価評価の見直し、宅地等の各種調整などの業務となっているところでございます。

次に、家屋評価業務委託料につきましては、家屋評価を行った件数ですが、32 件でございます。

内訳としましては、新築の専用住宅が 14 件、増改築が 9 件、倉庫等が 8 件、福祉施設が 1 件でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

これで執行部発言を終了いたします。

それでは、日程第 1、一般質問を行います。

久保田武治議員の一般質問

○議長（宇佐 信行議員）

6 番、久保田武治議員の一般質問を許可します。

6 番、久保田武治議員。

○6 番（久保田 武治議員）

おはようございます。

まずは、先月、県内の八代天草などを、線状降水帯による豪雨災害に引き続いて、全国各地で予測もできないような、竜巻や、あるいは 1 時間 100 ミリ以上という豪雨によって被害が相次いでいます。

被災された皆さんへのお見舞いと、1 日も早い復旧を心から願って質問に入りますが、私が所属する委員会に関するものもありますのでご了承いただきたいと思うんですが。

○議長（宇佐 信行議員）

了解します。

○6 番（久保田 武治議員）

はい。

それではまず、1 番目の町長の公約についてということでは上げております。

その中で多良木アップデートの公約の柱として、地方創生の取組、その取組の中に、地場産業の活性化を掲げられておりますが、どのように進められるかっていうことなんです、これですね町長、この答弁の柱になりますね。

本町は農林業が基幹産業ですが、この間少子高齢化に加え、人口減少、とりわけ生産人口の

減少、これは後継者、担い手不足を深刻なものにしています。

人口減少は町全体の生産力あるいは購買力の低下につながり地域の活力を奪うことになってきます。

とりわけ、中小零細事業所、商店はもともと厳しい経営をますます余儀なくされ、それに加え、この間の物価高騰、さらに追い打ちをかけています。

町長は公約の中で地方創生の柱として、地場産業の活性化とたらぎ財団と連携してのふるさと納税を増やすというふうに述べているんですが、ふるさと納税はこの間右肩上がり、増加しています。

そこで地場産業の活性化についてはどのようにお考えなのか。どのように取り組んでいかれるのか。そのことを伺いたいと思います。

これについては3月の所信表明の中ではですね、言わば述べておられませんのでね。そういうこともありますので、今回取り上げるわけですが、まずアのですね、そもそも地場産業の範疇、業種や事業内容、そういったものについてはどのようにお考えなのか。

地場産業っていうのは、辞書によりますと、その地方に定着している固有の産業のことというふうにあるんですが、まず町長はどのような業種を地場産業としてお考えなのか、まずそのことについて伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

町長。

○町長（石井 淳一君）

改めましておはようございます。

それでは、今の質問に対しまして答弁させていただきます。

このことにつきましては、少しですけれども今年の3月議会で同じ内容の質問がございましたときに、答弁しており少し同じような答弁となりますが、ご了承いただきたいと思います。

地場産業は、特定の地域にその立地条件を生かして定着し、特産品を製造している産業でございますので、現在、本町における地場産業は、球磨焼酎や木工品等と思っております。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

今焼酎産業とそれから木工品というふうには述べてられたんですが、まず次のそれぞれの現状と課題についてはどのような状況、どのような認識を持っておられるのか。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えします。

多くの地場産業は転換期を迎えており、地場産業が起こった地域は、歴史的に発展してきた土地であることから、地場産業の衰退が地域の衰退に関わっていると感じております。

その点を踏まえますと、逆に地場産業が起こる地域はこれからも発展する地域になると考えております。

本町の地方創生の一つとして取組始めました米のブランド化につきましては、田んぼの力研究会のご尽力により、一定の成果を得ていると思っておりますし、そのような取組を足がかりに、一次産業の付加価値を高め、他の産物のブランド化を図り、新たな地場産業が起こるよう、たらぎ財団や民間企業と連携を図り、ふるさと納税の返礼品が増えるよう、しっかりと未来を見据えることが大切であると思っております。

現在の地場産業における課題でございますが、本町の地場産業である球磨焼酎の市場は、芋や麦、米などが原料とする焼酎で構成されておまして、多くは芋や麦の焼酎が占めております。

そのような中で、昨今の米の価格高騰の影響を大きく受けている国産米を原料とする球磨焼酎は、その高騰分を価格転嫁することは、他の焼酎との価格競争に負け今以上に芋や麦を原料とした焼酎にシェアを奪われ、地場産業の縮小につながるのではないかと危惧しております。

既に令和の米騒動と言われて以降、原料となる米の価格高騰により、一部の蔵元では、新し

い焼酎の仕込みの量を減らす、または仕込みを行わず、現在貯蔵している原種により対応されているところがあると聞いており、原料米の継続的な仕入れを可能な価格水準で安定的に確保できなければ、今後も減産を余儀なくされ、中小零細の蔵元を中心に、経営の深刻な核となることを懸念しております。

また、木工品などの工芸品でございますが、昭和 50 年代には町内 5 件あった熊本県の伝統的工芸品の指定を受け、営まれていた金工品や木工品の事業所はその後衰退し、現在 1 件となっております。

その 1 件も 1 人で制作から販売まで行われておりますので、このような工芸品について、どのように承継していくのが課題であると認識しております。

○議長（宇佐 信行議員）

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

今述べられた現状、それを踏まえてですね、具体的にまず何をどのようにやっていくのか、その点については、いかがですか。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えします。

担当課におきまして、地場産業の現状把握や、国、県などの補助金事業を説明するよう、訪問いただいております。

また、県南フードバレーでは販路開拓、商品開発などの支援もなされておりますので、ふるさと納税の返礼品が一つでも増えるよう、県南フードバレーの利活用についての回覧やたろぎ財団などとの連携強化を図っている状況でございます。

焼酎の原料米の価格高騰につきましては、球磨焼酎酒造組合から国や県に対して要望書を出されるとともに、町に対しても、今年 7 月に提出をされております。

国では、7 月 30 日付け、農林水産省農産局から、政府備蓄米の加工原料用販売についての文書が発出され、国産加工原材料用米穀の事業者を対象に、随意契約による販売を 8 月から実施し、支援されております。

また、熊本県では要望書を受けて、熊本県産主消費喚起強化事業として販売拡大や消費喚起に向けた取組等を支援し、県内酒類事業者の緊急的な収益改善を図ることを目的として、くまもと県産酒消費喚起強化事業費補助金として 8 月末から実施されております。

本町におきましても、今年度におきまして、米価格の急激な高騰に対し、球磨焼酎の蔵元がある関係自治体と足並みをそろえ、何らかの支援を行いたいと考えておりますので、その際には、議員の皆様にもご協力いただきたいと思います。

また、事業承継につきましては、今年 3 月に球磨地域振興局の呼びかけにより、行政、商工団体、支援機関、金融機関、農林畜産団体、民間企業、報道機関の 22 団体による連携協定が締結されておりますし、本町でも、事業承継をしたいという事業者がありましたら、商工会や熊本県事業承継引継ぎ支援センターなどと連携を図り、一つでも多くの事業承継ができるよう取り組んでいきたいと思っております。

○議長（宇佐 信行議員）

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

一朝一夕にですね、効果があるような施策っていうのはなかなか難しいと思うんですが、着実に、そしてそういう業界のですね、現状に沿いながら、そういう施策をですね、展開していただきたいというふうに思います。

それでは 2 番目の職員の働き方改革について移りたいと思っております。

まず 1 ですが、県内の自治体で選択的週休 3 日制を導入を検討する動きや、他県では職員の残業を減らすために窓口業務時間を短縮する動きが出ています。

そういうことについてまずどのように受け止められているかっていうことなんですが、熊本市は今年の 4 月から週休 3 日を施行してますね。施行してということなんですが、これは要するに、多様な働き方を職員に認めることで、人材の定着や確保につなげる狙いがある。

具体的には始業と終業時間を柔軟に設定できるフレックスタイム。

これを活用して、1日当たりの勤務時間を2時間程度延長することで、週の合計勤務時間を維持したまま週に3日お休みを与えるという。

そういう仕組みですが、特にですね、5月には、この熊日の記事では週休3日制県内じわり、という見出しで、やはり選択的週休3日制の導入を検討する動きがあちこちに出てると。

特に八代、玉名市、宇城市は検討段階というふうな、そういう記事があっってます。

ただ週休3日制はですね、ここに課題が書いてあるんですが、職員が常駐する窓口業務や少人数部署で導入できるかが課題となっていると。

で、導入を検討していない県内自治体からは、出退勤の管理が難しい。

あるいは小規模自治体だと、人手が足りなくなる不安、という声もあるんですが、熊本県は状況を注視している段階というふうな記事になっています。

さらに、窓口時間、役所も働き方改革というところで、これは朝日新聞ですが、自治体の窓口業務時間を短縮する時短が広がりつつある。

職員の残業を減らすため、住民サービスの低下につながらないのか。

それでも働き方改革を進める狙いはっているというところで、やはり、ここに出てる福岡県の古賀市の例では、このことを導入することによって、職員全体の残業時間が約14%減少した、という記事になっています。

ですから、住民サービスとそれから職員の働き方改革をどういうふうにバランスをとりながら進めていくかっていうことがやはり課題だと思うんですが、その点について今私が紹介したことも含めて、まず伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、ただいまの件についてお答えいたします。

まず国家公務員の選択制、週休3日制につきましては、人事院主導のもと、2025年4月から本格導入されており、地方公務員の場合も、県庁及び比較的規模の大きい自治体でその導入が進められておる段階でございます。熊本県内におきましても、熊本市及び山鹿市辺りが試験的運用を実施されているところでございます。

先ほど議員が申されたとおりでございます。

週休3日制導入につきましては、職員の働き方改革や、人材確保につながることを狙いといたしまして、導入が進められておりますが、多良木町のような小規模自治体におきましては、職員の休日が増えることで業務が回らなくなるという可能性がございまして、住民サービスの質の維持と両立できるかという懸念があるところでございます。

また、運用面におきましても、勤務時間の管理が複雑化するという懸念がございまして。

その対応に時間がかかるのも課題の一つではないかと考えておるところでございます。

また、窓口業務の時間の短縮につきましては、時間外勤務の削減や働き方改革につながることから、一部の比較的大きい自治体に置きまして、例えば、勤務時間終了30分前に受付を終了するなどの事例があるのは確かでございます。

しかしながら、高齢化が進み、地方に位置する本町の住民の方へのサービスの維持ということを考えますと、窓口時間の短縮ですね、につきましては厳しいのではないかと考えておるところでございます。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

二つ目になります。本町でも検討などがなされているのかどうか、今の答弁だとまだ、まだまだというふうなことだと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（宇佐 信行議員）

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

お答えいたします。

選択的週休3日制及び窓口時間短縮導入につきましては、先ほど答弁させていただいたよう

に、懸念や課題及び地域特性等がございます。

そのようなことで現時点では検討は行っていないところでございます。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

今の問題に町長はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えします。

今総務課長が申し述べた、答弁したとおりだと私も思っております。

ただ、やはり今後ですね、DX化コンビニとかですね、そういうのがどんどん普及していつ、高齢の方たちもしっかり使えるようにですね、なっていくとすると。

そういった部分で、少しずつ変わっていくものかとも思いますが、今現状、例えば私がコンビニに行っているんなら、手続は正直するのが怖くてですね、PayPayするのですらちょっと戸惑うぐらいですので、なかなか難しい部分もあると思いますし、高齢者の方たちがようやく16時半とかにこられて、ぎりぎり来られたときに対応できない。

やはりサービスの質を維持する、そしてやはり地域住民、高齢者、子供たちに優しいやはりまちづくりのためには、致し方ない部分もあるのかなと私自身思っております。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

それでは3番目になりますが、総務省が6月に、会計年度任用職員の事務処理マニュアルを改定し、任用職員の給与に必ずしも上限を設ける必要がないことが明示されましたが、処遇の改善が図られるのか、という問題なんですけど。

実はですね、自治体一般労働組合の調査によりますと、全国の会計年度任用職員の約2割の職員が年収250万円以下で、200万円以下のいわゆるワーキングプア、働く貧困者、働く貧困層と言われますが、に近い給与であるっていうことの結果が出ております。

任用職員はですね、期間が、有期ということもありますし、身分が不安定っていう、そういう状況もあります。

今回のマニュアルですね、これあの課長にも差し上げましたが、この総務省マニュアルQ&A、抜粋ですけどこれによりますと、会計年度任用職員の給料または報酬の水準について、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべき、とは具体的にどのような趣旨かという、そういう質問に対して、答えとして、会計年度任用職員の給料または報酬の水準の決定に当たっては、常勤職員と同様に、知識、技術及び職務経験が考慮要するとなるものであるが、当然にその考慮対象とすべきものは、職務遂行上必要となるものである。

また、職務経験等の要素を考慮してとは、学歴や経験年数を考慮すべきものと考えている。

それに、要するに、会計年度職員の給与決定の考え方がですね、正規職員と同じように取扱いなさいっていうそういうふうなこともこの中には触れているわけですが、これまでの一定の制限を設けることが適当、事務補助職員は一般行政職員の初任給の上限を目安に、という文言が削除されています。

次のQ&Aの中でも、会計年度任用職員の給料または報酬の水準に一定の上限を設ける必要あるか、ということで、基本的には設ける必要はないんだが、ただし職務内容が単純、定型的、補助的なものである場合は職務遂行に当たって、それまでの職務経験等が寄与する程度にはおのずと一定の限界があることも想定される。

こうした場合には、必ずしもそれまでの職務経験等の全てを考慮する必要がないことから、給料または報酬の水準に一定の上限を設けることも考えられる。

ということで上限を設ける必要はない、という改善の方向も示しながら一方で、職務内容が、単純、定型的、補助的の場合には、一定の上限を設けることも可として抜け道もつくられているっていう、そういうようなんですが。

今私が紹介したようなことも含めて、任用職員の処遇改善をですね、やはりは図るべきだと

いうふうに私は思う立場から今質問してるわけですが、その点についてどのようにお考えなのか、あるいはどのように、改善を図るのか。

その点について、答弁いただきたい。

○議長（宇佐 信行議員）

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それではお答えいたします。

現在、多良木町会計年度任用職員の報酬につきましては、一般職の給料表を基準として支給しておりまして、人事院勧告にも対応しておるところでございます。

また、期末手当及び勤勉手当も支給しているところでございます。

なお、報酬、支給額の上限につきましては、各職種ごとに定めておるところでございます。

また参考といたしまして、一般職員の給与体系におきましては、55歳で昇給停止としておるところでもございます。

議員ご指摘の会計年度任用職員制度に係る事務処理マニュアル、の改定通知におきまして、そのQ&Aでは、先ほど議員申されましたが、給料または報酬の水準に必ずしも上限を設ける必要はない。

ただし、職務内容が単純、定型的、補助的などである場合は、一定の上限を設けることも考えられるとされておるところでございます。

この今回の通知につきましては、総務省からの技術的助言でございまして、法的拘束力はございませんが、国が示すガイドラインに基づきまして各自治体が制度設計を行う必要があるものでございます。

また、国からの改定マニュアルも最新のものが今年8月28日付けで出されたばかりでございます。

そういうことでございますので、しばらくは現行の上限制度を適用することといたしまして、今後は他の自治体の動向などですね情報収集を行いながら、多良木町に適した制度設計を行って参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

当面は現行のままという、そういう答弁だったと思うんですが、町長は会計年度任用職員の処遇改善についてはどのようにお考えになってますか。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えします。

今総務課長が答弁したとおりでございます。

加えて、私がですね1年間だけ、多良木町役場さんのほうにですね嘱託職員で任用をいただいた頃には、期末勤勉手当等ございませんでした。

やはりしっかりですね、国とかのほうもそういったお声とか労働力不足とかそういったことを踏まえながら、人事院勧告、そういったものを通して徐々に改善されているというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

任用職員の皆さんがですね、やはりきちっとやりがいを持って安心してね、できるような処遇改善をね、是非やっぱり私は進めるべきだという、そういうことを申し上げましてこの質問を終わりたいと思っております。

3番目の物価高騰の支援策についてということで伺いたいと思っております。

際限のない物価上昇である、生活に困窮する住民が増えています。

本町としての支援策を何かお考えかということなんですが、実は先月ですね8月15日の年金支給日、東京の金融機関ではですね、受給者が何列も列をなして並んでる様子を報じていま

す。

それらの人たちはですね、ロ々に貯金がないから、年金に頼らざるを得ないから、並んで今日年金引き出さなきゃいけない、というふうなことを言っていました。

ところがその年金額がですね、月に5万円とか6万円とか、8万円という人もいましたし、15万円っていう人もいました。

要するに物価や介護や後期高齢者の保険料が上がっているんで、それもそれにもかかわらず年金が上がってないんで本当に厳しいということも共通でみんなおっしゃっていました。

帝国データバンクの調査で、この1年間で食料品の値上げが2万品目を超えています。

また、2024年の生活保護申請者数がこれまでの最多になって25万5000人となっています。

最近も町内でですね、1回の食事量を減らしたりとか、あるいは3食を2食にしたりとか、エアコンは余り使わないようにしている。

そういうことでご苦労されている方からの話を私、いただきました。

この間国からの給付金や、暮らし応援券などの支援ありましたが、十分な支援とは言えません。

石破内閣が参院選前に2万円の給付を打ち出しましたが、ばらまきと不評で混迷し、立ち往生したまんま退場します。

今回の補正予算に低所得者支援及び定額減税補足給付金と、LPガス支援事業補助金が計上されましたが、このことも含めての支援策を伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

浅川企画観光課長。

○企画観光課長（浅川 英司君）

それでは答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり際限のない物価高騰は、先ほど議員もおっしゃられた年金受給者を含めます町民皆様の生活に大きな影響を及ぼしている状況ということは認識しているところでございます。

本町として支援策を何か考えているかというご質問ですが、まず、企画観光課のほうでは、先ほど議員おっしゃられたとおり、令和6年度重点支援地方交付金補正分を活用しました熊本県LPガス協会を通じて、現在実施しております、第3弾LPガス価格高騰対応生活者支援事業。

こちらは1世帯5,000円の支援となりますが、それに引き続きまして、今後、令和7年度重点支援地方交付金追加補正分を活用し、今回、歳出補正予算をご承認いただきました、第4弾LPガス価格高騰対応生活者支援事業、こちらは一世帯2,000円の支援となります。

こちらを行う予定でございます。

ちなみに、第3弾は10月14日までオンラインまたは紙ベースで申請をしていただくことになっておりますが、次の第4弾に関しましては、第3弾の申請が進んでおられる方に対しまして、自動的に指定口座へ支援金が振り込まれるプッシュ方式で支給が行われる予定でございます。

続いて税務課のほうでは、国によるデフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、令和6年度税制改正におきまして、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税から1万円を定額減税として減税いたしまして、減税しきれないと見込まれる方に対しましては、控除不足額を1人当たり最大4万円給付いたしております。

令和6年度の実績としましては、給付対象者1,670人で、給付額は7,131万円でございます。

また、令和7年度におきましても、令和6年分の所得が確定して所得が減少したり、扶養人数が増えたことで不足額を発生した方などに対しましては、控除不足額を順次給付いたしているところでございます。

こちら今回の補正予算でも旧対象見込み者が増えたための増額をご承認いただきましたところでございますが、令和7年度の給付対象者は1,173人、支給額は3,784万円の給付を見込んでおりまして、今年の11月末までに給付を完了する予定となっているところでございます。以上でございます。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えします。

先ほど課長が答弁いたしました支援に加えまして、上水道基本料金の半額を1年間免除、そして、保育料副食費の無償化も本年7月分より開始しております。

物価高騰町民生活、また日本全国ですね非常に厳しい状況ということは重々認識しております。

ですが、ですがおかしいですけど、今後も景気やですね国の動向を注視しつつ、実態と財政状況等を注視していきたいと考えております。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

今答弁ありましたように具体的に幾つかのですね、支援が行われるということは分かりましたが、当然財源の問題もあります、やはりとりわけ低所得、本当にさっき言ったようにですね、食事の量を減らすあるいは回数を減らすとか、そういうことでご苦労されてる、そういうところでぜひやっぱり支援をですね、検討していただきたいというふうに思います。

次の4番目に移りたいと思います。

補聴器購入助成制度についてということで上げてます。

軽度や中程度のですね加齢性ですね加齢性難聴、この高齢者などに補聴器の購入費を助成する自治体は、2021年は35自治体だったんですけど、2025年5月末で13倍増の464自治体に広がりました。

なお、さらに7月末現在では473自治体に広がっています。

特に低収入や安い年金受給の高齢者には、高額な補聴器を購入することが困難な事情が背景にあります。

本町でも予算化できないか、ということなんです、この補聴器購入支援について私が昨年の3月会議で提起をしました。

そのときの新堀福祉課長の答弁。

要約しますと、難聴により認知症リスクが高くなることは把握しています。

県内ではそれぞれ65歳以上非課税世帯費用の2分の1等の限度額が決められています。

令和6年度予算で課内での検討は行ったが、財源の確保が必要で国県等の情報を収集したい、という答弁だったと思いますね。

今回ですね私が取上げたのは、この間3人の方から、いずれも、60代から70代の女性の方なんですけど。

私にですね、補聴器購入の助成制度がよそにはあると聞いたが多良木にはなかとですか、という話とか、あるいは少なか年金じゃとても10万や20万の補聴器に手が回らん。

聞こえにくかとかほっとくと認知症になると聞いたが、認知症になればみんなに迷惑をかけるけん補助があれば助かる。

そんな声をですね、私伺ったんです。

それで今回取上げてるわけなんです。

全国の助成状況なんですけど、京都はですね、一つにしても全自治体に支援してるんですけど、現物給付、それから助成金という、そういう選択をですね、示している自治体もあるわけなんですけど、特にこの中でですね1番多いのが、助成額としてはですね、3万円以上4万円未満というのが123自治体。

2万円以上3万円未満、109自治体。

そして4万円以上5万円未満というのが43自治体。

5万以上6万未満も7自治体、それと10万以上というもの7自治体あります。

特にですね、県内全ての市町村で助成を実現している新潟県。

ここではですね、日本耳鼻咽喉科学会、そこがですねやはり認知症のリスクが非常に高いと難聴がですね。

そういうことで、そこが大きな働きかけをして、自治体が全部ですねこの補助始めたっていう、そういうことが紹介されてます。

そこで、県内の状態、状況についてですね伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君）

それでは、お答えいたします。

前回令和5年度3月定例会議におきまして、議員より同様のご質問をいただき、当時は熊本県内において、五木村、益城町、長洲町の3町村が高齢者を対象とした補聴器購入助成を実施している旨、答弁させていただきました。

その後、令和6年度より和水町と芦北町が本年度から玉東町と天草市、苓北町が新たに取組を開始されていると把握しております。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

そこで2番目ですが、高齢者を対象とした補聴器の購入助成の予算化、これはできないのかどうかという、その点についていかがでしょうか。

○議長（宇佐 信行議員）

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君）

それでは、補聴器助成の予算化の可能性について答弁させていただきますが、まずは、介護保険事業計画について触れさせていただきます。

現在の第9期介護保険事業計画につきましては、来年度が計画の最終年度となっておりますことから、次期計画策定に向けた準備を進めているところです。

その一環として、本年度中にアンケート調査を実施する予定であり、先日そのアンケート調査業務について、請負業者との業務委託契約を締結いたしました。

加齢に伴う難聴により、会話が困難になることで社会的孤立が進み、それが要介護状態や認知症リスクを高める要因となることが、近年様々な研究から明らかになってきております。

このようなことから、補聴器の活用を促すことは高齢者の生活の質の維持や、介護予防の観点からも意義のある取組であると認識しておりますが、現在のところ、町民の皆様から町に対して補聴器購入助成に関する要望はあっていない状況です。

制度導入に当たっては、町民の皆様のニーズや意識の把握が重要と考えております。

まずは今回実施しますアンケート調査の調査項目の中に、補聴器購入助成に関する設問を盛り込み、制度導入についてのご意見やご要望の把握に努めたいと考えております。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

アンケートを踏まえてというふうなことでありますが、実際に現在のところ町民の皆様からは、これに関する要望あっていないということですが、先ほど紹介したように私には3人の方が要望されてます。

そして、一般住民の方がいきなり役場にですねこういうことの購入の制度をね、作ってくれとかっていうことはね、なかなか言えないですよ。

ですから、そういう意味では、私がさっき紹介したように全国でそういうね、購入補助が広がっているってことをまず皆さんにお知らせして。

そして、例えばですね、補聴器の場合にですね、片耳で5万円10万円20万円なんですね。

ですから、とても少ない年金の方では手がでないんです。

それも今、テレビで一生懸命やってるCMやってますけど、集音器。

あれは確かに音を拡大するんですが、要するに医療の機器ではないわけですね。

ただ声を大きくするわけだから、本当にそのことによって、きちっと聞こえるかどうかというの、これは買ってみなきゃわかんないっていう代物ですけどそういうものではなくて、医師の診断に基づいて、きちっと補聴器っていうのは設計するわけです。

実は私、両耳付けてますけど、補聴器なしでは全く日常生活困ってしまう状態なんです。

ですからそれほど高額なものですからやっぱりなかなか我慢をしてしまう、手が出ないっていうそういう状況もありますので、やはり是非ともですね、その辺を。

例えば、100万円なら100万円予算組んで、そしてそれに手を挙げる方が何人おられるか分か

りませんが、そういう予算をですね、確保することで皆さんにそういう手を挙げていただく。そのことが効果的じゃないかっていうふうに思うんですがそういうことも含めて、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えします。

課長が答弁しましたように、意義のある、意義のある取組であると認識しております。

今回、アンケートの結果、潜在的に必要にされていらっしゃる方、そういった方たちですね、把握等もしっかりしながらですね、制度導入について検討してまいりたいとそうように思っております。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

早急にですね導入をね、検討していただきたい、そういうことを申し上げて、5番目の質問に移りたいと思います。

小学校の通知表についてということで上げてます。

実はこれ、岐阜県的美濃市の市立小学校5校全てで1年生と2年生の通知表廃止が決まったって記事が掲載されました。

それによると、教育委員会議である委員が小さいうちは通知表で評価できない部分があるとして通知表廃止を提案し、そしてそれに5校の校長が賛成して、今年入学した1年生から廃止になると。

それから通知表に代わって学級担任が7月と12月、保護者との個別懇談で学習や生活の状況を伝えて、さらに学年末には、子供の良さや努力を評価した修了証を配ると。

保護者からの反対意見は出なかったというそういう記事なんですね。

美濃市の事例をまずどのように受け止めるのか、ということなんですが。

実はですね、この記事を受けてかどうか分かりませんが、朝日新聞の6月12日のいわゆる6社の意見欄、オピニオンにですね、この中に、小学低学年の通知を廃止に期待、62歳の主婦の方が投稿されてます。

これによりますと、岐阜県美濃市の小学校で1年2年の通知表が廃止され、学習成果や校内での様子は担任が保護者との懇談で伝える。

私は同様の取組の広がり期待するっていう内容です。

小学校の低学年くらいまでは、遅生まれの子と、早生まれの子の学力差や体力差はとても大きい。

私も早生まれだが、低学年の頃はついていくのが精いっぱいだった。

最近断捨離をする中でその頃の通知を見た。

自分の実力かもしれないが、数値化された成績はさんざんなものだった。

先生のコメントも、ただできていないことを指摘する短いもので、運動神経が悪くていじめられた嫌な記憶もよみがえり苦い気持ちになる。

早生まれの子だけでなく、通知書を見て勉強や運動への苦手意識を強めたり、自己肯定感が下がって、学校が嫌いになったりする低学年の子供も多いと思う。

本人の学習状況に応じて学年を下げられる国もあるようだが、日本の小学校が違う。

ならばせめて低学年のうちには評価を気にせずに、伸びやかに学校生活を送らせてあげてほしい。

子供の成長を、もう少しおおらかに見守ってはいかがだろうか、という内容言ですね。

今述べたことも含めて、まず教育長、どのようにですね受け止められてるか、その点について伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

吉村教育長。

○教育長（吉村 英亀君）

岐阜県的美濃市教育委員会が、今年度から小学校1年生の通知表を廃止するということを決めたというニュースを私もテレビでたまたま拝見いたしました。

このことについてインターネット NHK ニュースウェブでは、美濃市の通知表の廃止の取組は、児童が劣等感や授業への苦手意識を抱かないようにすべきだとの考えからというふうに書いてありました。

美濃市は来年度から2年生の通知表も廃止する方針で、今後は年2回、個別の懇談会を開くほか、年度末に修了書を配るなどして、子供たちに努力した点などを伝えるということにしているようです。

ところで、通知表は、保護者に対して子供の学習指導の状況や、学校生活の状況を伝え、家庭の理解や協力を求める目的で作成するもので、法的な根拠はありません。

作成、様式、内容とは全て校長裁量となっております。

私の受け止めとしましては、美濃市の取組は参考としたいと思いますけれども、個別の面談を通して、一対一で児童の学習や生活の状況を口頭で伝えるだけでは、保護者にとって我が子の成長の状況を実感としては捉えにくいものがあるのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

今の教育長の答弁はそれなりに理解をいたしますが、特に、私が取上げてる1年生2年生の問題ですね、先ほど遅生まれ早生まれの問題がありました。

特にですね、導入を決定した美濃市ですね教育振興課長、このように言ってます。

ほかの子供に劣等感を抱くことなく自分の良さを感じてもらえればということなんですね。

それから通知表に詳しい慶応大の藤本教授、私も通知表に詳しい教授もいるのかと思ってちょっとびっくりしたんですけど、低学年では発達の差が大きいのに、通知表を見て子供が意欲を失うこともあると指摘。

美濃市の取組を評価します。

また通知表作成を通じて、教員が教え子に対してネガティブな見方をしてしまう可能性があり、通知表廃止で教員は子供の成長をより丁寧にみることができるのではないかと、というふうに語ってます。

で、問題は保護者との面談内容が重要なんだというふうに強調もされています。

通知表を継続する学年も含めてですね、教員と保護者がともに子供の成長を考えられる関係を築いてほしいというふうに述べてるんですが、これが今多良木の各学校で使っている

低学年の通知表ですね、はい。

これによりますと、要するに、学習の記録、行動の記録、国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育となっていて、この評価を通じて、二重丸と丸と三角という3段階評価ですね。

それから、行動の記録。

例えば、基本的な生活習慣、安全に気をつけ時間や物を大切にしてお礼儀規則正しい生活を送ることができる、これも二重丸、丸、三角という評価ですね。

そこですと、先ほど教育長は、検討するに値するんだけど、今のところって話だったんですが、本町の1、2年生の通知表の評価方法についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（宇佐 信行議員）

吉村教育長。

○教育長（吉村 英亀君）

お答えいたします。

先ほど久保田議員からもお話がありましたように、多良木町内の場合、各小学校1、2年生の通知表は、学習に対する境界の理解度について、よくできるを二重丸、できるを一重丸、もう少しを三角の3段階で評価するようにしています。

このほかに生活行動の記録は、評価をやはり二重丸、一重丸、三角で評価を行い、ほかにも、特別活動の記録、身体測定の結果、出欠記録等を記入する欄が設けられております。

先ほど、自分ができている、できていないということの評価について、子供さんたちが考えてしまうんじゃないかというふうなお話でしたけども、今日の通知表において、所見欄においては、各学級担任から子供たち一人一人の良い面や頑張った面を中心に、児童や保護者に伝え、

今後の成長を促す内容を書くようにしております。

今はそういう長所、頑張ったこと、そういったところを大事にしていこうという方向にありますので、多良木町の小中学校の通知表は、児童生徒の発達段階に応じた評価を踏まえた内容になっており、適切なものと今考えております。

ちなみに、多良木町内では、1年間の中で、前期と後期の2期に分けて通知表を児童生徒に手渡しております。

よって、多良木町内の小中学校においては、10月の中旬に配布される予定になっており、現在、担任の先生方は通知表の作成の業務に取りかかっておられる時期を迎えているところでございます。

以上です。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

恐らくこの美濃市のですね事例は全国に私は広がっていくんじゃないかというふうに思っているんですが、そういうことも含めて、美濃市の事例を参考にこれを検討する余地がある、というふうに私は思うんですがいかがお考えかということで、検討に値するという、たしか答弁あったと思うんですがその辺について再度教育長どのようにお考えなのか。

○議長（宇佐 信行議員）

吉村教育長。

○教育長（吉村 英亀君）

はい、お答えいたします。

現在保護者等から、この多良木町内の通知表に対して廃止しようとか、ほかの方法でなどの要望は町内全ての学校においてあっていないということでした。

私自身も、現在の段階では、通知表は児童にとっても保護者にとっても、有意義で大切な成長のあかしの一つであり、通知表を子供たちが各家庭に持ってくるのをとても楽しみにしております。

こういう他市町村の取組については、やはり学びながら、参考にしていきたいと思っておりますけども、多良木町において今のところ廃止や検討することについては考えていないところでございます。

以上です。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

通知表を保護者にとって、もちろん楽しみにしておられるところもありますし、見たくないという保護者もおられるかもしれませんが、要は子供にとってどうかという、子供たちがどう受け止めるかっていう、そのことによって、通知表嫌だなんて思う子も当然いるでしょうし、自分が評価されるっていうそういうことについてですね、いろいろ疑問を持ったりって子供もいるっていうのも現実だと思うんですね。

ですから私は一方的な通知表ではなくて、懇談を通じて、子供を真ん中に学校教員と保護者が、一人一人の子供の学びや生活状況を共有して、成長発達をサポートしながら、保護者との相互連携をやるっていうことが、例えばいわゆるモンスターペアレント、あるいはスクールクレーマーという問題が出てますね。

そういうことの対処にも効果があるのではないかというふうに考えるわけなんですね。

そのことが学校教員の負担軽減にもつながるのではないかと。

そういうことをですね、申し上げて、この質問を終わります。

○議長（宇佐 信行議員）

久保田議員、一応開会から約1時間たちましたので、ここで暫時休憩をいたします。

(午前11時01分休憩)

(午前11時09分開議)

○議長（宇佐 信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

久保田議員、質問時間がですね、残り 37 分間はあります。

はい。それでは、一般質問を続けます。

6 番。

○6 番（久保田 武治議員）

最後の 6 番目ですね。

川辺川ダム問題について伺いたいと思うんですがまず今月開催されましたダム事業をめぐる公聴会ですね。

この状況や国交省の対応について町長はどのように受け止められたかっていうことなんで、私 1 日だけ傍聴参加したんですけど、町長は恐らく新聞記事あたりでしか拝見されていないと思うんですが、特にですね、5 日と 6 日の公聴会では発言を申し込んだ 52 人のうち 28 人が意見を述べました。

時間は 1 人 15 分か 30 分というそういう時間だったんですね。

反対の立場から 22 人、推進の立場は 6 人。

しかしながらですね、この公聴会、住民団体の調査ではダム建設予定地周辺の漁で生計を立てている川漁師や、人吉の豪雨災害の被災者を含む 18 人がですね、口述を認められなかったんですね。

国交省が事前にもうあなたには発言いただく必要ありませんという通知を出してるんですね。なぜ全員発言させないのか。

国交省が内容をですね、見てそういうふうに変別をしている、そういうことにも抗議の声が上がりました。

熊日新聞もですね、川辺川の漁師発言機会を、とあえて囲み記事をですね、出したんですね。

そもそも今回の公聴会は、川漁師の団体や市民団体が強く求めて開催せざるを得なかったもので、国交省がですね、住民の声を丁寧に聞くという、そういう立場でというよりは、アリの的にガス抜きとして開催した側面があるわけです。

公聴会では、ダムでは命も清流も守れないとの反対意見、デモや批判が相次ぎました。

国交省は、川辺川ダムがあれば浸水面積が 6 割低減できたとしていますが、人吉の岐部明廣さん、医師ですけど、国交省のデータに数値改善や、捏造の疑いがあることを指摘しました。

また国交省と市民団体の間で、清流に対する認識の違い、例えば国交省、少々濁っていても清流とする国交省の認識。

今でもすき通って魚が泳いでいる、そういう清流が市民団体が言う清流の認識なんですね。

さらにダム建設の費用対効果、0.4 という数値が出てきましたが、要するに費用対効果が低いという指摘。

あるいはダム建設予定地周辺の地滑りか所が不明なまま、事業認定を申請したことへの疑問と指摘。

さらにも緊急放流時に、本当に有機住民の生命が守れるのか根本的な疑問や批判が相次ぎました。

そもそもダム建設を推進してきた促進協議会の市長たち、以前は新聞記者として、このダム問題に向き合って取材をされた町長が、今、促進協のメンバーの 1 人にもなってますね。

そういう市長たちがですね、住民の確信を受けたわけでもないのに、国交省の言い分や、説明だけをうのみにして、ダム建設強行に本当に手をかけていいのか。

私は考え直す必要があるんじゃないでしょうか。

新聞報道でもなぜ話がかみ合わないのか。

これまでダム建設を含む球磨川水系の河川整備計画策定などの局面で国が住民参加の場を設けてこなかったからではないのか。

国交省は、河川法改正後全国の水系で河川整備計画を策定する際には、漁民の代表学識者による流域委員会を設けてくみ上げてきたんですね。

球磨川では設置せずに、理由も説明しなかった。

ここに問題があるっていうふうに指摘して、住民のための公共事業である以上、住民との合意形成は欠かせないっていうふうに、あえて新聞記事をそういうふう書いてます。

今私が述べたようなことを踏まえて、町長は一体どのように、今回の公聴会の問題を含めて

お考えなのか、まず伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えします。

公聴会は、国土交通省が川辺川に建設する流水ダムの事業認定を受けるための土地収用法に基づく手続であります。

事業認定申請後、5月16日から2週間の短期縦覧の期間中に先ほどおっしゃられました公聴会開催の請求がありまして、認定町ですね国土交通省が必要と認めて開催されたものと理解しております。

国土交通大臣が人吉で5日6日の2日間開かれた公聴会で述べられた住民の賛成、そして反対の様々な意見も参考にした上で、賛否のあるダム建設に対しての思い、判断をされると思います。

また、多分私に聞かれない部分のとおも思うんですけども、令和7年7月7日付けの文書なんですけれどもホームページから見ました。

一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業に係る公聴会の口述方法その他口実の詳細について、2、公述人の申出が多数ある場合には、土地収用法施行規則第8条第2項の規定により、公述人の数を制限することとなりますとありました。

公述には事前に申し込んだ方が、52人選ばれた方が28人で意見を述べられ、22の方が反対であった。

そして、賛成の方は6人であった。

で、新聞報道が正しいとすれば、反対する人たちも大分こう、多くの方たちが意見を述べられる機会が削られたというふうになりますけれども、そこは私には正直分からないところです。

ですが、報道で意見を述べる機会を失われた人が多いということは存じ上げておりますし、改めて公聴会を求めるなどの記事は拝見いたしております。

そういった意見も踏まえられてですね、追加で公聴会開くかどうかは、認定庁のほうで判断されると思っております。

○6番（久保田 武治議員）

二つ目に移りますね。

全国で線状降水帯による水害被害が起きております。

気候変動の中でダムがあれば洪水が防げる時代ではないというふうに思います。

莫大な費用をダム建設に使うのではなく、堤防のかさ上げや堤防強化、宅地のかさ上げや高台移転、支流や排水対策など、ダムによらない治水対策を早急に講じるよう国や県に求めるべきだと思うがどのようにお考えかということなんですが、今回の公聴会でも明らかになったように多くの住民がダム建設ではなく、それによらない治水というのを求めていくってことは、結果になったと思う。

蒲島知事が過去にですね、球磨川川辺川、守るべき宝と述べてダムによらない治水対策を極限まで実施すると。

交通省がですね、そういう見解を述べれば、多くの住民の方は理解納得されると思うんです。駄目ではなくてですね。

これまで私が何度も述べてきたように、ダムが想定された雨量には対応できるんですが、想定を超えた大雨には対応できず、緊急放流という大きな危険が伴います。

令和2年豪雨では、市房ダムの緊急放流、辛うじて逃れました。

蓮花寺地区の人たちは覚悟を決めたと何人もおっしゃいました。

そういう緊急放流がつきものですねダムが本当に命、清流守れるかっていうそういう根本の問題を国交省はきちっと説明していないという問題があるわけです。

被災者の会が災害直後に実施したアンケートでも、ダム建設を望むと答えた被災者は8%にすぎませんでした。

京都大学名誉教授の今本博健さんは、ダム事業を優先して、河川の流下能力の確保を先送りしてきたことが水害の根本的な原因であるとしてきています。

ダム頼みではなく、できる治水対策、堤防かさ上げや堤防強化、宅地のかさ上げや高台移転、

支流の排水対策など、ダムによらない治水対策を早急に国が県に私はね、求めるべきだというふうに思ってるんですが町長はどんなふうに考えになるのかということでございます。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えします。

球磨川水系河川整備計画は令和4年8月9日に策定されております。

大雨の際に洪水調節施設を運用して、今回でいうダムですよね、どれぐらいの水が河川に流せるのか。

その洪水調整施設で調節した上で、線路であったり堤防の高さ、宅地のかさ上げ道路の高さ等も決まっております。

既に河道掘削や各宅地かさ上げも進んでおります。

国は事業者であり、県は、民意を受けて、ダム建設からダム反対そして今回、ダム建設、手法は変わりましたが流水型ダムのほうに、そして自然の環境を守る流水型ダムを求めている立場でございます。

加えて、線状降水帯を伴う大雨は、頻発化、激甚化している状態です。

そして11日には過去、約16年だったですかね。

それで、総代会球磨川漁協ですけれども、総代会総会2度否決していて、今回は3分の2以上必要なところで、国と漁業補償契約を締結する議案に可決され、球磨川支流の川辺川に建設を予定する流水型ダムを事実上容認されました。

現実的にはダム反対に大きく民意が変わらない限り、なかなか難しいのだと私のほうは認識しております。

○議長（宇佐 信行議員）

6番。

○6番（久保田 武治議員）

今の町長答弁あったようにね、要するに民意をきちっと国交省が受け止めない。

そこに問題があるわけですが、それです、もう最後になります。流水型ダムがですね、オールマイティーでないことが山形県の最上小国川ダムをはじめ各種のダムで実害が明らかになってきています。

要するににおいだとかですね、実際に鮎がとれなくなったとか、あるいはそのために、要するに観光客が少なくなったとか、そういう事例が出ています。

そして今、各地で想像もできなかった線状降水帯による水害が頻発しています。

住民の生命安全を確保する責任が町長にありますね。

そのためにはですね、国の言いなりではなくて、ダムに頼らない治水対策をしっかりと求め追求すべきである。

私はそのことを強調して、質問を終わります。

○議長（宇佐 信行議員）

これで6番、久保田武治議員の一般質問を終わります。

源嶋 たまみ議員の一般質問

○議長（宇佐 信行議員）

次に、5番源嶋たまみ議員の一般質問を許可します。

5番、源嶋たまみ委員。

○5番（源嶋 たまみ議員）

通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず質問が委員会所管に対する質問もありますので、質問に入る前に議長の許可をお願いしたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

許可いたします。

○5番（源嶋 たまみ議員）

ありがとうございます。

まず1番の質問です。

補助（支援事業）の在り方についてという質問です。

本町は、他の町村より先駆けて子育て支援については特にいろんな補助事業、支援事業を歴代町長がやってこられました。

石井町長も6月の議会で公約に挙げられていた副食費の無償化を実現されました。

子育て世代には本当に手厚い補助事業がされています。

子育てしやすいように、親の負担を軽減するように、また出生率が伸びるようにと、こういった事業を承認してきたわけですが、子供の出生率は伸びず、育った子供たちの流出は止められず、残った若者も町外に移住して家を建てるなど、本町の人口減少は他町村を上回り、また、昨日の新聞でも本町の高齢化率45.1%とありました。

このままいくと、社人研が示しているとおりに消滅してしまう町になってしまいます。

私たちがやってきたことは、本当に正しかったのかなあと、目を向けるところが違っていたのではないかと疑問に思うことがあります。

こども家庭庁ができ、こどもまんなか社会が始まりました。

今、町の負担している事業もこれからは国が予算を組むことになると思います。

まず1番の子育て支援についての質問ですが、数多くある子育て支援の中で、入学祝い金という制度があります。

6月議会で同僚議員の一般質問での答弁で、物価高騰の影響も考慮し、増額に向けて検討すると答弁されています。

令和8年度から新しい制服に変わります。

お下がりもなく、全て新しい制服になるわけですから、多良木中に通う生徒には、制服を提供するといった事業があってもいいのではないかなというふうに思います。

制服には冬服、夏服、体操服といろいろあります。

全部となると10万近くなると思いますので、まず予算的に厳しいと思いますので、冬服、つまりメインの制服だけは町が支給するといった支援の仕方もあるのではないかと思います。

来年中学に入学する生徒は80人を切ります。

子供の数も激減しています。

さすがに今の祝い金よりそれでも増額となりますが、保護者から喜ばれると思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えします。

6月定例会議の一般質問におきまして、中学校の新制服に対する補助は中学校入学祝い金を活用し、現在の制服とまだ決定していない新制服の価格の差額、物価高騰の影響も考慮し、来年度の予算計上前までには増額に向けた検討を行うと答弁いたしました。

今現在、新制服の価格はまだ決定していませんので、結論には至っておりません。

今後の見通しとしましては、中学校入学祝い金2万円を基本として、夏服、冬服を合わせた現行の価格と新制服の価格の差額分を上乗せ助成できればと考えております。

○議長（宇佐 信行議員）

5番。

○5番（源嶋 たまみ議員）

新制服と今の制服との差額を考慮して増額を見込んでおられるということなので、結果的には新しい制服のメインの制服が買えるぐらいの補助事業になるのではないかなというふうに思います。

保護者としては、大変喜ばれると思いますが、保護者にとってはお金をもらうことが喜ばれるか、新しい制服をどうぞと支給されるほうが喜ばれるのか。

それは私には分かりませんが、増額といった、どっちにしろ増額になることは見込まれ

ますので、喜んでいただけるのではないかなというふうに思います。

2番の農業支援についての質問に移ります。

補助金を当てにしての農業ではいけないと思っているのですけれども、今までの農業情勢は厳しくて、補助事業に頼らなければやっていけない状況でした。

国は麦、大豆などをつくりなさいとか言われますけども、小麦やそば、大豆等の加工に使われる作物は、補助金があつてやっと黒字になるぐらいの売上げです。

令和の米騒動で、毎日のようにテレビや新聞で米の概算金が幾らになるのか、店頭価格が幾らになるのか触れていますが、もともと米の値段が今まで安すぎただけなのです。

昨年の概算金は40年前の価格に戻っただけで、全ての商品、機械、肥料、人件費が上がっているのに、主食の米だけは下がり続けていました。

離農者が増えたのもそのせいで、米の値段が上がってほしくないというのは変だと思います。

5キロ4,000円の米でも、茶碗1杯のご飯は70円くらいです。

100人に1人の割合で農業者がいます。

100分の1ですから、どうしても消費者目線なのは分かりますが、逆に言えば1人で100人の食料を支えていることになります。

自給率は40%弱ですから、正確に言うと40人しか支えられていないことになります。

穀物王国のウクライナでは戦争は終わりそうにない、終わったとしても作物がつかれる状態になるまでには相当な年月がかかるし、世界規模で砂漠化し災害が起きています。

これからは余裕を持って輸出できる国は少なくなってきました。

令和の米騒動でいかに農家の経営が厳しい状態だったのか、浮き彫りになりました。

政府も、いろんな補助事業を考えてくると思いますが、本町においての補助事業でも頭をかしげるところがあります。

例えば3分の1の補助事業があつたとします。

60万かかった事業でも、上限が20万であれば20万の補助が受けられます。

しかし、500万かかった事業でも、上限が20万ならば20万しか補助事業が受けられません。

上限の在り方をもう少し考慮する必要があるのではないかと思うのですが、いかがお考えか伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住 雅彦君）

お答えさせていただきます。

現在の農業補助金制度の上限についてですが、一つの補助金制度を例に述べさせていただきますと、農業用機械などを購入される際に、認定農業者が、補助率3分の1以内、上限50万円。

それ以外で、地域計画に位置づけられる農業者が、補助率4分の1以内、上限20万円を実施させていただきます。

農業は地域性、規模に差があるため、補助金額の上限を高く設定しますと資金力のある大規模農家などが有利になり、小規模農家や新規就農者が不利になる可能性があるため、現在におきましては、農業者の声を聞きながら限られた財源の中でより多くの農業者に公平に配分し、地域全体の底上げにつながるよう制度設計を行っております。

しかしながら、近隣町村では、補助金の上限を100万円に設定している例があるのも把握しております。

本町の農業が今以上に維持発展できるよう、初期投資が大きい事業に対して、より効果性がある支援を行うためには補助金の上限を考慮する必要があると思います。

そのためには、新たな財源の確保が不可欠であり、その財源の一つとして、ふるさと納税の活用が有効な手段であると考えます。

全国の皆様からご支援いただくためには、返礼品の充実を図る必要があると思いますので、農業者の皆様には、農産物や加工品を返礼品として提供する協力をいただければと思っております。

今後におきましても、国や県の活用でできる補助金につきましては、計画的かつ効率的にご活用いただきたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

5番。

○5番（源嶋 たまみ議員）

今答弁ありましたけども、今の補助事業では決して大きい大規模の農家が有利っていうふうにはないと思います。

今の制度だと、公平性に欠けてるんじゃないかなというふうには私は思うんですけども、この上限の在り方をやはり検討しなければならないというふうな答弁もありましたので、今後、もう少し上限の在り方、かかった費用に対して幾らまでとか予算の立て方は難しくなると思うんですけども、やはりその上限の在り方をもう少し検討していただきたいなというふうに思います。

3の住宅建設支援についての質問に移ります。

現在住宅地建設において町内の業者を使って町産材を使うと、100万円の補助事業という補助をするという事業であります。

過去3年間で対象になった家はどれくらいあるのか伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田 寛明君）

それではお答えいたします。

住宅建設支援事業といたしまして本町では、木造住宅促進事業というのがございます。

そちらのほうで林業、木材産業の振興、建設業者等地方産業の活性化、定住促進を目的に平成25年度より実施をしております。

事業内容につきましては、議員言われたとおり、町内において自ら居住するための住宅を建築及び建築後に町内に定住するもので、町産材を使用し、住宅を新築、改築するものが補助対象となるもので、補助金額といたしましては、実際に使用した町産材の合計額の2分の1以内とし、100万円を上限をするというものでございます。

実績につきましては、令和4年度、5件の申込みがありまして、431万8,000円の補助を出しております。

令和5年度、5件の申込みがございまして437万円の補助を出しております。

令和6年度、5件の申込みがございまして389万9,000円。

令和7年度、9月現在におきましては2件の申込みが現在あってございまして、156万9,000円の支出を予定しているところでございます。

以上です。

よろしく申し上げます。

○議長（宇佐 信行議員）

5番。

○5番（源嶋 たまみ議員）

毎年100万掛ける5件を想定されて予算が組まれていたので、条件に合った家は少ないだろうと思っていたのですが、意外と多くてびっくりしました。

本町からや本町以外からも、あさぎり町に移住して家を建てられる人が多くなっております。

なぜなら40歳未満100万円の補助が受けられるからです。

それ以上の年齢の方でも減額はされますが補助が受けられます。

以前議員研修で、本町からあさぎり町に移住した人口の推移が説明されたことがありました。

今、家を建てる人は有名な住宅メーカーで建てる人が増えています。

町産材と言っても、建築業者はプレカットに発注されて建てられるので、なかなか町産材を使ってくださいと言っても、面倒がられたり、取引先の関係だったり、間に合わないという状況を聞いたことがあります。

家を建てられるということは、本町に住まれ、若い世代ならば子供が生まれる可能性もあります。

最初にも話したとおり、支援の仕方の目の向け方が間違っていたのではないかと聞いたのはそういう理由です。

生まれた子供に対しての支援も大切ですが、これから家庭を持ってこの町で暮らしていこうという人に対してもう少し目を向けたほうがいいのではないかと思います。町長のお考えを

伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えします。

当時のずっとですね子育て支援やこういった家ですね、こういった木造の補助、それと恐らく時代背景がいろいろあったりとかして、その都度その都度、執行部のほう、そして議会のほうでしっかりもまれてですね、考えてこられたっていうものだと私のほうは理解しております。

ただ、やはり想像を超える人口の減少をですね、新聞によっては違ったんですけども先ほど社人研のことをお話しされましたので、出生数が68万人になるっていうのは、実は2039年というところで実はもう10数年早くですね進んでおります。

ですので、やはり目の向け方をやはりどこかで議員おっしゃられるようにしっかりこう変えていく、そして新たな支援策だったりちょっとこう方針転換そういったところですね、しっかりと執行部内また議員さんたち、議員の方たちといろいろ協議したり、理解を深める中で、いろいろそういったものもしっかりですねしていかないと、本当におっしゃられるように、町全体ですね先ほど45.1%でしたよにね、出ました。

私も新聞拝見しました。

やはり本当喫緊の課題である、あるっていうのは分かっておるんです。

分かっておりますのでしっかりそういったものですね、対応していきたい。

今を変えて未来を変えていきたいとそのように思います。

以上でございます。

○議長（宇佐 信行議員）

5番。

○5番（源嶋 たまみ議員）

姉妹町の南幌町においては、もちろん近くにエスコンフィールドができたせいもありますけども、住宅業者に委託しての宅地の購入金額が実質無料になるというような事業に取り組んでおられるおかげで、移住者、それも若い世代の家族連れの世帯が増えていると言われていています。

あさぎり町も便利ですが、本町は負けなくらい便利なまちです。

このことは町長も以前の答弁で言われています。

それなのになぜ親元に家を建てず、隣町に建てるのか、そのことをもう少し考えるべきだと思います。

私が1番の補助支援事業の在り方の質問をしたのは、この三つの支援の在り方の考え方を直す時期ではないかなと思ったからです。

町長もそのように答弁されているので、期待しておきたいと思います。

これで1番の質問を終わります。

2番の経営継承事業の取組についての質問に移ります。

私がこの経営継承事業を知ったのは、かすみ荘を運営されていた方が水上にある施設を経営継承されたのが最初でした。

農業においても、熊本農業経営継承支援センターが設立され、3年が経過しました。

令和3年9月議会でこの質問したことがあります。

本町においても、世代交代の時期が来ていますが、①の質問で農業における実績を伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

大森農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森 博範君）

お答えさせていただきます。

現在、農業者の減少につきましては、本町だけでなく日本全国で問題となっているところでございます。

そのような中で、熊本県では農業者の高齢化や後継者不足に対応するため、農業経営の継承を支援する目的で、熊本農業経営継承支援センターが令和3年6月に設立され、その後就労か

ら経営発展、継承までをワンストップで対応する熊本県農業経営就農支援センターとして令和7年4月から運営されております。

ホームページを確認しますと、経営就農家の公開データとしまして現在18件の情報が掲載されております。

ほとんどが八代市以北の市町村でございまして、県内県南地域における公開データは少ない状況にございます。

本町における農業経営の継承でございますけれども、農業経営の相談窓口としまして、同センターを紹介しており、農業委員会の方々にも相談があった際には、同センターを紹介していただくようお願いしている状況にあります。

主な相談内容につきましては、農業委員などから情報をいただく形が多い状況です。

また、本町の経営継承存在につきましては、熊本県農業経営就農支援センターに尋ねたところ、年に1件程度の問合せあるが、経営移譲農家の登録までには至っていないとのことでした。

支援策としましては、経営継承発展等支援事業補助金制度がございまして。

この制度では、継承する農業者の経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、法人化、新品種新部門導入、販路開拓、機械導入などに対し、国、県がそれぞれ2分の1を負担し、上限100万円を支援するものでございます。

本制度につきましては、令和3年度から施行されてございまして、現在までに6件の継承事業者が活用している状況にあります。

課題としましては、親子間なのか、第三者なのかで支援する方法、内容が変わりますし、資金の調達面などその状況に応じた支援が必要になってくる等でございます。

今後におきましては、広報、回覧などを通じて熊本県農業経営就農支援センターの周知をさらに徹底するとともに、経営継承の相談があった際には、専門的な知識や経験が豊富な同センターやJA、農業委員などで情報を共有し、就農後のミスマッチが発生しないよう経営継承者の支援に努めてまいります。

○議長（宇佐 信行議員）

5番。

○5番（源嶋 たまみ議員）

経営継承についていろんな補助金もあるようですので、そういうふうにご利用してうまく経営継承をしていただけたらと思います。

経営継承に対して支援策とかも答弁いただきましたが、いろんな課題点があると思います。

課題への対策に対して自治体としてどういうふうに対応していくべきなのか、今後の計画などについてありましたら伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

大森農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森 博範君）

お答えさせていただきます。

先ほども述べましたとおり、現在熊本県農業経営就農支援センターが設立されておりますので、この支援センターに改めて相談するとともに、JA 農業委員などで情報共有しながらですね、こちらの経営継承の問題に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（宇佐 信行議員）

5番。

○5番（源嶋 たまみ議員）

以前私が農業委員をしているときに、家族経営協定の締結を進めていたんですけども、現在は余り聞かなくなりましたが、現状とその内容について伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

大森農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森 博範君）

お答えさせていただきます。

家族経営協定は、家族での農業経営において経営方針や役割分担、労働条件など、協定項目が14項目あります。

経営内容や家族の状況に応じて協定の内容ができるようになっております。

なお、本町における家族経営協定の件数でございますが、令和7年8月末現在で107件が締結している状況でございます。

○議長（宇佐 信行議員）

5番。

○5番（源嶋 たまみ議員）

前回の議会で地域計画のことを聞きましたが、今後経営継承事業についても検討していかなければならないと思いますので、地域の意見を聞きながら進めていってほしいと願っています。

2番の質問に移ります。

最近黒肥地地区にあった医院が、ほかの名称のクリニックに変わっています。

人気のあった医院だったのでびっくりしたのですが、病院は商工業には入らないと思います。商工業における経営継承の実績を伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

魚住産業振興課長。

○産業振興課長（魚住 雅彦君）

お答えさせていただきます。

本町における事業承継について全てを把握をできておりませんが、町に相談があったものを商工会や熊本県事業承継引継ぎ支援センターと連携し、承継に至ったものが2件ございます。

そのほかにも現在、事業承継に取り組んでいるものが1件ございます。

今後におきましても、事業承継をしたいという事業者がありましたら、商工会や熊本県事業承継引継ぎセンターなどと連携を図り、一つでも多く承継できるよう取り組んでいきたいと思っております。

○議長（宇佐 信行議員）

5番。

○5番（源嶋 たまみ議員）

農業も後継者不足ですが、農業においては規模拡大などで何とか農地を守れる可能性があります。

しかし商工業においては、経営継承でないとお店を閉めざるを得ません。

その結果がシャッターの閉まったところが増えた理由です。

これ以上シャッターが閉まるお店が増えないこと願って、3番の質問に移りたいと思います。学校のトイレの生理用品の配置についての質問です。

前教育長のときに、小中学校のトイレに生理用品を置いてもらえないだろうかという質問をしました。

生理の貧困というテーマで、熊大キャンパスで生理用品が配布されている様子が放送されていて、学校のトイレに生理用品を常備してほしいという意見があることを知ったからでした。

益城町においては、女性議員でなく男性議員から、学校のトイレに生理用品を置いてほしいという意見があったそうです。

郡市の女性議員で話し、ほぼ一斉にこのことを質問しました。

防災備蓄の中にも生理用品があります。

備蓄用品はローリングストックされます。

生理用品を配置したり、配布されている自治体や会社での調達元としては、この防災備蓄が最も多く、次いで予算措置や企業や住民などからの寄附が置いてあります。

前教育長の答弁では、学校においては最終的には学校長の判断に任せるという答弁でした。

私も学校長にこのことが伝わっているか確認もしていないので、このことについて反省しております。

1番の質問のトイレにおける生理用品の配置状況をまず伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木 庄一朗君）

お答えいたします。

現在の各学校の女性用トイレへの生理用品の配置につきましては、令和4年12月の一般質問

での教育長答弁を踏まえ、危機管理防災課長からの依頼を受けまして、備蓄品として今年度保管期間の経過する生理用品の使用について、各学校長、養護の先生の意向を確認しました。

その結果ですが、全学校配布を希望されましたので、多良木小学校 400 個、黒肥地小学校 500 個、久米小学校 200 個、多良木中学校 100 個、合計の 1,200 個の要望された必要数を危機管理防災課に報告をしております。

なお、必要個数につきましてはばらつきがありますが、中学校を除き、多良木小学校は 4 年生以上の女子児童 5 個ずつを配布し、残りを保健室保管とトイレに設置するなど、各小学校が養護の先生を中心に検討し、有効活用される計画であります。

○議長（宇佐 信行議員）

5 番。

○5 番（源嶋 たまみ議員）

答弁のとおり、現在本町にはまだ学校に合わせ配置されていません。郡市の全町村に確認したわけではありませんが、幾つかの町村では配置されていました。本町においても、今の答弁で分かるようにトイレ等に設置するなど、検討し有効活用されるということです。子供たちも保護者も喜ばれることと思います。

防災備蓄用品の管理者として、今の報告を受けて危機管理防災課の対応を伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それではお答えいたします。

現在、生理用品につきましては 3 年を目安に更新をしていくよう進めているところでございます。

現在、おおむね 3 年を経過する生理用品は 1,550 個ほどございますので、近日中に各小学校、中学校に配布したいと考えております。

○議長（宇佐 信行議員）

5 番。

○5 番（源嶋 たまみ議員）

学校側が希望するトイレよりもたくさんあるようですので、配置していただけるという、支給していただけるということなので本当に喜ばれると思います。

2 番の今後の取組について伺いたいという質問です。

次年度以降の取組についてどうされるのか伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それでは、お答えいたします。

今後の取組としまして、まず今回各小学校、中学校に配布を予定しております 1,200 戸の生理用品相当数を現在、追加として発注をしているところでございます。

また、次年度以降におきましても、ローリングストックの観点から、不足分を補充し、おおむね 3 年を経過する生理用品につきましては、各小学校、中学校の意向を確認し配布してまいりたいと考えております。

○5 番（源嶋 たまみ議員）

非常にありがたい答弁だったと思います。

今までの答弁を聞かれて、教育長はどう思われるのか伺いたいと思います。

○議長（宇佐 信行議員）

吉村教育長。

○教育長（吉村 英亀君）

源嶋議員が言っておられる現場の子供たちの状況、そしてご家庭の状況を踏まえて、今後もそういう状況を踏まえて、それに対応できるように検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（宇佐 信行議員）

5 番

○5 番（源嶋 たまみ議員）

小学校の保護者に聞くと、お昼を過ぎましたがもうすぐ終わりますので、続けさせていただきたいと思います。

小学生の保護者に聞くと、中学生はほとんどの生徒が生理が始まっているので、誰かしらかばんに持っているのを保健室にもらいに行く前にもらえるけど、小学生は誰が始まっているかわからないので、不安でいっぱいの子供たちが安心して使えるように、トイレに常備してほしいという意見でした。

早めに対応していただけるようで安心しております。

地元若い人が残るような対策を町長はじめ、我々議会執行部、町民総出で考えていかなければ、上球磨の中心どころか消滅してしまう可能性があります。

何か悔しいと思いませんか。

過去のデータでAIが出した想像どおりに進んでいくのが、何か非常に悔しいので、何が足りないのか真剣に考えて議論し実行していきましょう。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（宇佐 信行議員）

これで5番、源嶋たまみ議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後は一時より開会いたします。

(午後0時2分休憩)

(午後1時00分開議)

○議長（宇佐 信行議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで執行部発言の申出がっております。

本日午前中に行われた源嶋たまみ議員の一般質問に関わる答弁について、農業委員会事務局長から発言の申出がおりますので、これを許可いたします。

源嶋議員は質問席のほうにお願いいたします。

大森農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（大森 博範君）

先ほどの源嶋議員の質疑に対する私の答弁について一部誤りがございましたので、内容を訂正させていただきます。

支援策としてご説明いたしました、経営継承発展等支援事業補助金についてですが、国と県がそれぞれ2分の1を負担し上限100万円を支援すると申し上げましたが、正しくは、国と町が2分の1ずつを負担し支援を行うものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（宇佐 信行議員）

はい、源嶋議員。

そういうことで了解をお願いいたします。

はい、これで執行部の発言はですね、終わりたいと思います。

猪原 清議員の一般質問

○議長（宇佐 信行議員）

これから8番、猪原清議員の一般質問を許可します。

8番、猪原清議員。

○8 番（猪原清議員）

こんにちは。

それでは通告書に従いまして一般質問を行います。

まず、早速質問事項の1、小・中学校体育館に空調設備をとということで、質問の要旨、今年も

全国で毎日のように熱中症警戒アラート、以下アラートといいます、が発表されています。

小中学校でもアラート発表時に、当然、屋外での事業は屋内での事業に変更されると思う、思います。

体育館内での授業でも熱中症発症の危険性は非常に高い。

文部科学省は学校体育館の空調設備の整備に補助金を出しております。

本町の小中学校にも空調設備を早急に整備すべきではないかということで、実は文部科学省、言っておきますけど私のスマホはゲーム用じゃないですかねこれ、調べようですから。

文部科学省が出した、通達、通知ですかねこれね、公立学校施設の空調（冷房設備）の今後についてということで、ずらずらとあって、大分割愛しますけど、体育館、体育館は災害発生時において、地域の避難所としても利用される既存体育館への空調、冷房設備の設置については、校舎の空調設備の設置が進むにつれ、設置計画の検討が進むと考えられます。

一方で、既存体育館の多くは、断熱性能が確保されておらず、冷暖房効率が悪いことが課題となっております。

このため文科省としては体育館本体の建て替えや全面的な改修工事に合わせ、断熱性能を確保した上で空調を設置するなど、各地方公共団体においても対策を検討していただいた上で、引き続き教育環境改善に取り組んでまいりますということで、これ文部科学省の空調設備整備事業、空調設備整備臨時特例交付金ということで、下限が400万、上限が700万ということで、補助が出るということになっております。

で、せっかくシナリオつくったんですよもう読まんと、もう使えないですから読んどきますね。

この夏のニュースでは、日本の最高気温を更新したとか、更新しましたよねどっかでね41.2度か3度、毎日のように熱中症警戒アラートが何十都府県に発表されたとか、毎日聞いてますね。

そこで心配されるのが子供たちの熱中症です。

高齢者のもとより子供にも多くの救急搬送者が毎日出ている今日この頃です。

令和7年5月1日現在の文科省の調査によれば、全国の公立小中学校における空調設備設置率は22.7%。

前回より3.8%増で、避難指定校はこれよりそれぞれ1%行っているということです。

先ほど申しました空調設備整備臨時特例交付金を活用するための必要な経費の確保に努めるとともに、地方公共団体からの相談に応じて技術的な支援を行うとしております。

本町の小中学校は、現在、全ての学校において避難指定校になっております。これを受けて町でも、県とか国の相談窓口にご相談をやって、児童生徒と教職員を守るための対策を施してほしいと切に願います。

今や熱中症は、屋外だけでなく屋内でもですね、うちも大分苦労してます熱中症には。

扇風機だけではしのげないかなということで、今通販サイトをいろいろ見て安いところですね、という間にもう秋になりそうですけど、それはともかく、本町の取組現在どのようになっているのかお伺いします。

○議長（宇佐 信行議員）

これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

吉村教育長。

○教育長（吉村 英亀君）

お答えします。

猪原議員におかれましては、多良木町の児童生徒と教職員を守る施策を施すよう心配いただき質問いただきありがとうございます。

現在、学校の体育館での熱中症対策としましては、熱中症警戒アラートの発表に注意しながら、熱中症指数計を教育活動を行うそばに置き、確認しながら未然防止に努めていただいております。

このほかにも、これまで町が購入した大型扇風機やスポットクーラーなどを提供しながら、熱中症防止に役立てていただこうと支援してきたところでございます。

学校現場の現状を申し上げますと、暑さが厳しくなる6月から7月にかけては水泳の授業が中心で、体育館を使つての体育的な活動はほとんどありません。

ただ中学校の場合、放課後の部活動で体育館を使用しますので、熱中症発生指数が高くなった場合は、校舎内に移り活動を行うことはあったようです。

また、体育館を使用していて、熱中症で保健室に来た中学校の生徒がいたかどうかを尋ねましたら、1人だけ、部活動前に具合が悪いと言ってきた生徒がいたそうです。

小学校でも、雷や激しい雨の場合、水泳の授業は中止して、体育館を使用してマット運動やボール運動に切替えたこともあったようです。

その際、体育館では風通しをよくしたり、間に休憩や水分補給を行ったりして用心をさせているとのことでした。

少数でありましたけども、体育終了後に気分が悪いと保健室に来た児童がいたようです。

さて、令和7年5月1日付けで熊本県教育庁施設課から出された空調設備設置率のデータを見ますと、熊本県下では10%の小学校が、そして中学校は17.6%の学校が空調設備ができていると出ております。

人吉球磨管内では、小学校に空調設備があるのは、人吉市、あさぎり町、湯前町、山江村、球磨村の5市町村。

中学校は人吉市、あさぎり町、球磨村の3市町村となっています。

多良木町教育委員会としましては、本町の財政事情を理解しつつも、児童生徒の安全面を第一に考えますと、早急に全校の空調設備の整備が望まれます。

猪原議員が言われるとおり、町内の全小・中学校が災害時の避難所として指定されていますので、空調設備ができれば、災害時に住民の方々にとりまして、小・中学校の体育館は安全安心な場所になることと思います。

そしてこのことは、空調設備整備臨時特例交付金の補助要件に合致しております。また整備後のネックとしておりました。

高額となると心配された光熱費に対し交付税措置が講じられるとの情報もありますので、今後、関係各課と連携、そして協議の上、空調設備の整備に向け、実施計画の見直しをお願いできたらと考えているところでございます。

以上です。

○議長（宇佐 信行議員）

8番。

○8番（猪原清議員）

はい。

教育長も新しく変わられましたのでその辺はまた特段の機会を申し上げたいと思います。

教育長は立て板に水のような、答弁で大変嬉しく思ってます。

同級生ですから。教育長が1番で私が280番ぐらいでしたね。これは余談です。はい。

やはり、水害などの大災害、地震はいつ来るか分からないんですけど、水害は特に夏の出穂期とかに、今、全国でも、昨日も何か秋田県のほうで、大雨情報が出たということで、こういう暑い時期に来ますのでやはり避難者としても、空調が整ったところでですね快適に過ごさないとまた二次災害とか関連死とかなってきます。

うちの地区防災計画では、公民館は避難所に指定してません。

なぜかという、空調がついてないんですね。

うちが指定してるのは椎葉課長ご存じのとおり、お寺さんなんですが、広い本堂に冷暖房完備、畳。

そこに段ボールベッドとか布団とかあればですね快適な避難生活が送れるとは思ってるんですが、やはりあの指定避難所という小・中学校に学校にはですね是非、最低限空調のほうですね、整備していただいて、やはり、午前中の同僚議員の話でもありましたが、子育て支援、多良木町が大変進んです。

本当に鼻高々ですただ、そこにまた加えて教育長お話のように、空調設備のほうですね整備していただければ、ますます、これは隣に行かないで多良木に住もうじゃないかという人が増えるんじゃないかなとは、私の願望として思っております。

はい。

今日はこの後もまだ議事がありますので、いろいろありますから、次行きます。

2番目の質問に行きますはい。

2 番目、駅周辺再開発で広域防災インフラの整備。

質問の要旨は、政府の地震調査委員会はこの先 30 年の間に南海トラフ巨大地震が発生する確率は 80%と発表しております。

そしてその災害被災者の多くが球磨郡に避難している可能性があるということです。

中学校跡地を含めた駅周辺の再開発を広域、防災に特化して行うべきではないのかということ。

実は南海トラフ大地震というのは、もう 20 数年前から言われ始めまして、私もそういうとき防災の仕事をしてまして、これきたら大変だな、早く脱出しようかなということでそれは理由の 1%ぐらいなんですけど多良木のほうの、安全な多良木に帰ってきた次第ですが。

実はですねこの多良木町というのも、ご存じのとおり南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれております。

これは県内で 10 自治体だったですかね、熊本県では、ちなみに、熊本市、宇城市、阿蘇市、天草市、高森町、山都町とか云々として、球磨郡多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町、苓北町ということになっております。

もちろんこの地域が被災することも球磨盆地南縁断層というのがありますが、やはりこの地域性として、津波の心配はあまりない。

そういう南海トラフ地震が来ても、直接的な被害は、私的にはですねそんなにないんじゃないかということで、この巨大地震の情報というのはですねいろいろ出てます・ホームページとかですね国土交通省とか文部科学省とか出てますが、例えば、被害が余り大きくなかったうち、球磨郡としたときに、宮崎とか大分とかからの避難者を受け入れるという地域性というかその辺は多分、重大な責務になってくるのではないかと、各自治体の首長さんもですね、ということになっております。

とにかくそうなったときにやはり広域的な防災拠点。

例えば普段は、スポーツ施設でもいいですね。

今度 26 日中学生議会がありますので、ちょっと私と同じ質問がありますので、それより上手に質問しないと私も立場がありますので、いろいろ考えてますけど。

例えば前々から言っておる、前にいらっしゃった議員も言っていましたけど、グラウンド。

駅前からグラウンド、えびすの湯も含めて一体的に整備したところで、ふだんは大規模なスポーツ施設ですよ。

施設というか箱物は今から入りませんので、例えばグラウンドを広くして、一般的な普通の競技ができるようなグラウンド、奥球磨駅伝も今度開催されますので、そのスタートゴールにもふさわしいような 400 メートルトラックとか、そのスペースが出てくるわけなんですけど今度の中学校の跡地問題で。

普段はもうそれでいいんです。

何でそれでいいかということ、またこれで脱線したらいけないんですけど、政府が推進する一つの施策に関係人口の増加、創出を掲げていらっしゃいますよね政府はですね。

だから、関係人口というのはそこなんですよ。普段はスポーツとして活用する。

水上村がうまくやっていますけど、それに関係する人口を一時的にでも、将来的にも増やそうじゃないかという、そういう施策ですよ。

そのためにはやっぱり、今現在、せつかく中学校跡地というのは、これから議論に上がってくるんですけど、県もかさ上げ事業に関しては、ある程度の支援をしようじゃないかという話も出ているということで、もうさんざん言ってますけど、駅前再開、発駅前を中心としたえびすの湯、宇宙ランドとか中学校跡地とかグラウンドとか野球場とかを含めたところで、小・中再開発するに当たって、やはりこれから 1 番の重きに置かなくてはいけない防災、広域防災をやっていかなければいけない、早くからその議論に着手しなければいけないと思うんですが、その辺の考えを詳しく伺います。

時間はたっぷりありますので、はい。

○議長（宇佐 信行議員）

椎葉防災管理課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それでは、まず危機管理防災課より、広域防災に関して、お答えいたします。

本町は、先ほど猪原議員よりご紹介いただきましたとおり、政府地震調査研究推進本部が公表しております、南海トラフ巨大地震発生確率、今後30年以内に80%程度という、極めて高い数値を踏まえ、震度6弱が想定される南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されておりますことから、防災減災対策の強化は喫緊の課題であると考えております。

議員ご指摘のとおり、災害時における広域的な受入れ体制の整備については極めて重要でございます。駅周辺や旧多良木中学校跡地を含めた町の中核的なエリアを平時、災害時、双方の観点からどのように活用していくかは、将来のまちづくりを考える上でも大きなテーマの一つであると認識しております。

○議長（宇佐 信行議員）

浅川企画観光課長。

○企画観光課長（浅川英司君）

続きまして、企画観光課より駅周辺の再開発、こちら旧中学校跡地の利活用について、答弁させていただきます。

町広報紙等でもお知らせしておりますが、先に実施しました中学校跡地利活用に関するアンケート結果におきまして、どのような利活用を期待するかという問いに対し、回答いただきました719人のうち、22%155人の方から防災関連というお答えをいただいているところでございます。

現在、庁舎内プロジェクトチーム内で民間の力を活用し、事業を行うPPP、PFIの活用可能性など、多角的な視点で検討を進めている段階でございます。

今後は危機管理防災課を初めとする関係課とも連携しながら、防災の観点も大きな柱の一つとして調査研究を進め、先ほど猪原議員がおっしゃられた関係人口の創出も考慮しながら、財源や事業スキームを含めた具体的な方向性を検討してまいります。

○議長（宇佐 信行議員）

8番。

○8番（猪原清議員）

はい。

防災と企画観光のほうで答弁いただきました。

これに関し、町長のお考え、伺います。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えします。

先ほど危機管理防災課長から申し上げましたとおり、本町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、震度6弱の揺れが想定される地域でございます。

災害時には町民の安全確保はもちろん、本町の被害状況にもよりますが、広域的に避難者を受け入れる役割を担うことも想定しなければいけないと認識しております。

あわせて、企画観光課で実施しましたアンケート調査で、いただいた様々なご意見も参考にさせていただき、あらゆる可能性を踏まえながら、本年6月定例会議で答弁させていただいたとおり、令和8年度中に方向性を示させていただければと考えております。

○議長（宇佐 信行議員）

8番。

○8番（猪原清議員）

はい。

ぜひですね白紙の状態の中学校跡地も含め、いろいろ活用方法あると思います。

なるべく先ほど企画観光課長も言われたとおりPPPとか、民間の活力も活用してですねやっていたらと思うんですが。

以前実は私も多良木町にある日本の国内酒造メーカーでも、恐らくランキングじゃ7番ぐらいになるかと思う某酒造の総務課長に聞いたんですけど、例えばグラウンド改修する。

あんたのこの名前つけたらお金出さって聞いたことがあるんです。

そしたら、総務課長、広報担当課長は、幾らでも出しますと。

但しうちの名前をつけてもらったら、ですね。

例えば私が会社なら猪原総合グラウンドとか猪原スタジアムとか、猪原くまモン、いろいろですね、そういうネーミングライツに関してもお金を払いますよということで、そういう民間もあるわけなんですよ。実際には町内にもあるわけなんです。

だから、町内には建設会社もたくさんあります。

それも含めたところですね、いろいろ多角的にお話していただければいいと思うんですが、いろいろ今車中泊のトイレ、シャワーもつくってもらってます。

で、中学校の跡地をうまく活用できれば、グラウンドあるいはトレーラーハウスを用いて今ホテルとかあるんですけど、そういう一時的な避難住宅とかですね。そういうのも、考えられるんじゃないかということで、多角的な意見、いろんな専門家の意見も含めて、話し合っていたらいいかと思うんですけど、防災士会もあります。

私も一応防災士ですね。

ただ、頭に何ちゃってがつく防災士なもんですから、私はもう会議には呼ばれない方がいいと思うんですけど、そういう将来に向けて人口が減ってきましたら、広域連携の防災はこれから恐らくかなり重要度が高くなってくると思いますので、その辺は含めたところでお話合いをお願いしたいと思ひまして、3番目にいきます。

ただいま、まだ大丈夫です。1問15分ペースで言ってますね。いいペースです。

はい。

3番目、久米財産区の今後はということで、人吉球磨郡において財産区として現在残存しているのは本町の久米財産区と人吉の藍田財産区です。

これはかつて久米財産区はですね学校と久米小学校等ですね整備に多大なる寄与をしていただきました。

ただ、人口減少が進む現在はその運営に町の関与が欠かせなくなっております。

久米財産区をそのままの今のままの形で残すのか、あるいは単独で運営していただくのか。

町有林として吸収する形にするか、いろいろ、今のはほんの1例ですけど、様々な考えあると思います。

ただあの、隣のあさぎり町の上財産区というのがかつてありました。

これはあさぎり町合併のときにできて、平成29年に閉鎖されております。

それほど財産区というのが単独で運営が厳しいかなと思うんですけど、財産区というのが大体、日本全国でどれくらいあるか議員の方ご存じでしょうか、はい、知りませんね、私が教えます。

それでは、財産区というのはですね、今日本に1,812あるんです1,812。

で、自治体が管理している管理というかそういう多良木町のような、自治体関与している財産区というのがその中でも半数ぐらいですね、があるということでして、財産区の定義。

これ、財産区ってどういうことか、みんな知ってると思うんで今さらあれなんすけど、せっかくですから、議事録にも広報紙も残さなくちゃいけないので財産区っていうの一応説明しておきますが、財産区とは、市町村の一部地域が、多良木でいえば久米のそこら辺ですね。

が財産や公の施設を保有し、その管理処分を行うために、地方自治法に基づいて設けられた特別地方公共団体です。

特別地方公共団体ですね、財産区というのは。

だから以前は、今も藍田財産区なんかは選挙して、議会とかもあるということなんです。

ということで、これ時間がいっぱいあるから喋ってるだけです。

その財産区に対して近い将来の在り方をですね、町長自身どのように推進するかどうされるかを、お考えを聞きたいと思ひます。

○議長（宇佐 信行議員）

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

それではお答えいたします。

現在のですね、久米財産区の財政状況というところで少し説明をさせていただければと思ひます。

久米財産区の財政状況といたしましては、歳入の主なものは、造林関係の補助金、基金の繰入金、不動産売払い収入、間伐材の売払い収入、そういったものが主なものとなってまいりま

す。

その中で原木の販売をしておりますけれども、原木は今でもウッドショックの影響が残っており、価格は、ウッドショック前に比べると若干高値で取引をされている状況となっております。

今後の原木価格は、以前の価格に戻っていくのではないかとというふうなことで予想はされているところでございます。

また、歳出の主なものとしたしましては、管理会の運営費。

この中には、委員報酬、事務執行を人件費、こういったものが入っております。

そのほかに、造林事業の委託料、間伐搬出事業等の委託料になってまいります。

その中の委託料ですけれども、現在では人件費、資材費、燃料費等は年々高騰しているため、収支については収入は若干増えているものの、増えていかないという状況になってきております。

また基金につきましては、昭和 60 年度の約 5,300 万円を上限に徐々に減ってきておりまして、平成 22 年度には約 700 万円まで減少いたしました。

平成 27 年度に主伐事業を行い、約 2,400 万円となり、令和 6 年度末におきましては、約 2,500 万円の残高というところで今のところ基金のほうは推移をしております。

今後につきましては、木材販売だけでは厳しくなることが想定されますので、新規事業として、樹木の成長に伴い、吸収した CO2、二酸化炭素の量を、売買可能なクレジットとして国が認証する Jクレジット制度というものに令和 6 年度より取り組んでおります。

これにおきまして財政力を高める努力を今後していきたいというふうにご考えております。

○議長（宇佐 信行議員）

8 番。

○8 番（猪原清議員）

状況はよく理解しました。

その管理委員会にも入っておられると思いますが、町長、首長としてのお考え、ちょっと伺わせてください。

○議長（宇佐 信行議員）

町長。

○町長（石井 淳一君）

お答えします。

久米財産区におきましては、昭和 30 年の町村合併時、多良木町の町村合併ですね、に設立され、令和 7 年度が設置 70 周年となる歴史ある団体となります。

昭和時代には、久米地区の発展に貢献していただいております。

しかし、平成に入り、林業業界では、原木価格の低迷、従事者の減少、担い手不足等、厳しい状況になりました。

財産区におきましても努力いただき、経費を節減しながら運営されております。

今後は、新たな事業として、Jクレジット制度を令和 6 年度より取り組んでおりますので、その結果を把握しながら、久米財産区管理会で慎重に協議いたし、今後の在り方について検討していきたいと考えております。

それと、もっとう、恐らく求められていると思うんですけれども、相手がいらっしゃることですのでこの場の答弁については控えさせていただきたいと思っております。

○議長（宇佐 信行議員）

8 番。

○8 番（猪原清議員）

はい。

ですねなかなか難しい問題ではあります。

今町の人口が 8,100 人ちょっと、もうすぐ 7,000 人台になるかということで、将来はやっぱり財産区も含めて、例えば行政区の統合問題とか、それより大きく地域ですね自治体間の合併協議とかもこれからはもう必ず出てくると思います。

ただ、年代的にですねまだ 80 代以上の方がいらっしゃって、その方がどうこうじゃないんですよ。

そういう方の意見も踏まえながらというとなかなか進まない部分があるんですけど。

余談ですが明治生まれがあと5人だそうですね。ここに。

私が高校の時に、最後の江戸時代の人でなくなったということで、時代は令和ですからこれからの財産区も、区の統合も町村間の合併あたりもですねこの球磨郡、今の状況を見ると、必ずやっつけていかなきゃいけない話かなと思いますので。

町長おっしゃったとおり、先方がある話ですので、やはり何にしてもですね先方の意見と、町民の利益を絡めながらということになりますけど、調整に関してですねもう停滞することなく進んでいかなきゃいけないということで、その辺、執行部の方も頑張ってくださいと思います。

財産区の話を入れておいてよかったです。

中学生議会が、空調と、ね、中学校跡地聞きますので、この2問で私が埋没したら困りますので財産区聞いといてよかったですかなあとこの私ごとの意見を交えましたところでこの辺で、一般質問終わってもいいですか。

○議長（宇佐 信行議員）

はい、どうぞ。

これで8番、猪原清議員の一般質問を終わります。

ここで、議案準備のため、暫時休憩をいたします。

(午後1時35分休憩)

(午後1時39分開議)

日程第2 「同意第1号」 教育委員会委員の任命について

○議長（宇佐 信行議員）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第2、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（石井 淳一君）

同意第1号、教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地1547番地1。

氏名、森田麻衣生年月日、昭和59年8月9日。

提案理由でございます。

西達彦教育委員会委員が令和7年9月30日をもって任期満了となるためでございます。

略歴書は次のページに付けておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宇佐 信行議員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

これから、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

この採決は、多良木町議会運営の申合せにより、起立表決によって行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行議員)

異議なしと認めます。

したがってこの採決は、起立表決で行います。

念のため、申し上げます。

賛成の方は起立を起立されない方は反対とみなします。

それでは、同意第1号、教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、同意第1号、教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

日程第3 多良木町議会議員の派遣について

次に、日程第3、多良木町議会議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、多良木町議会会議規則第128条の規定によって、配付しましたとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行議員)

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、配付しましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、その取扱いを議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行議員)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合の取扱いは、議長に一任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会議の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行議員)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行議員)

異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

散会宣言

○議長（宇佐信行議員）

令和7年度第3回多良木町議会9月定例会を閉じます。

（午後1時45分散会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員